

事案発生時

いじめ発生時の組織的対応

いじめが疑われる情報

早急に報告

校長・教頭・生徒指導主事

協力体制・対応の確認

該当学部を主体とする聴き取り

早急に報告

校長・教頭

委員長による緊急時委員会の招集

対応

臨時いじめ防止委員会

職員会議

共通理解

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、各学部主事、各学部代表、人権教育主務者、クラス担任、養護教諭
※その他必要に応じて、医療センター職員、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

報告

県教育委員会

支援

医療センター職員

共通理解

いじめの認知と判断

調査方針・方法の決定

相談

関係機関

- ・所轄警察署
- ・児童相談所
- ・市町福祉部局
- ・法務局

支援

保護者

要望
該当学部による説明

該当学部主体の徹底した事実確認

指導方針の決定・指導体制の確認

該当学部や委員会、学校全体でのいじめ解消に向けた取組

解消

事後対応

見守り

再発防止及び未然防止活動

被害者の保護

【学校の対応】

- ・被害児童生徒や、いじめを知らせてくれた児童生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・早急な聴き取りを実施するために、該当学部といじめ防止委員会とで情報共有および連携を図る。
- ・聴き取りの際、授業になるべく支障がでないよう、必要に応じていじめ防止委員会から子どもの見守り支援等をおこなう。
- ・被害児童生徒、加害児童生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺児童生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒について、過去のアンケート調査の状況を確認するとともに、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・事実確認後、被害側、加害側の児童生徒の保護者と直ちに面談する機会を持ち、該当学部から事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、傍観者や観衆への指導も行う。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに所轄の警察に相談または通報する。